

# 《日本社会学史学会奨励賞規約》

日本社会学史学会総会承認

## 第1条（賞の目的）

本賞は、社会学史研究の分野において優れた成果をあげた者に日本社会学史学会から授与され、受賞者の今後の社会学史研究を奨励するとともに、社会学史全般の発展を期するために設置される。

## 第2条（賞の対象）

- ① 本賞の対象は、原則として当該年度において出版された、社会学史についての著書（翻訳を含む）および論文のうち、著者の申請または著者以外の会員によって推薦された研究業績とする。
- ② 日本社会学史学会奨励賞のなかに、著書の部と論文の部の2部門を置く。
- ③ 本賞の対象は、日本社会学史学会の会員であり、『社会学史研究』への投稿資格を満たし、かつ原則として当該年度末において大学院修士課程入学後18年以内の者によって書かれた著書（翻訳を含む）および論文とする。

## 第3条（選考委員会）

- ① 本賞候補者を選考するために、日本社会学史学会奨励賞選考委員会を置く。
- ② 委員会は、候補者を選考しこれを理事会に報告する。
- ③ 委員会は、当該年度の理事の中から互選された委員3名と、必要に応じて理事会が指名する会員若干名の委員をもって構成される。

## 第4条（賞の授与と公表）

- ① 受賞者は、賞状と記念品を授与される。
- ② 受賞者は、日本社会学史学会総会において表彰され、かつ『社会学史研究』誌上などにおいて公表される。
- ③ 該当する受賞者がいない場合はその旨を公表する。

## 第5条（その他）

この規約に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 付則

本賞は、1999年度において発表された著書および論文から適用される。

1999年6月26日日本社会学史学会総会承認。

2001年6月23日一部改正。2002年6月29日一部改正。2004年6月

26日一部改正。2012年6月30日一部改正。2016年6月25日一部改正。

以上